令和2年 第4回

南会津町議会臨時会会議録

南会津町議会

令和2年第4回南会津町議会臨時会会議録目次

第1日 11月30日(月)

◎議事日程
◎本日の会議に付した事件
◎出席議員
◎欠席議員
◎説明のための出席者····································
◎事務局職員出席者
◎開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◎開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◎議事日程の報告
◎会議録署名議員の指名
◎会期の決定
◎報告第 8号 専決処分の報告についての上程、説明、質疑
専決第20号 工事請負契約の一部変更について(社会資本整
備総合交付金事業町道大新田1号線南郷橋上部
工製作工事)
専決第21号 損害賠償の額の決定及び和解について
専決第22号 損害賠償の額の決定及び和解について
◎議案第 98号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
上程、説明、質疑、討論、採決6
◎議案第 99号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す
る条例の上程、説明、質疑、討論、採決6
◎委員会提出議案第7号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁
償に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、
質疑、討論、採決7
◎議案第100号 令和2年度南会津町一般会計補正予算(第6号)の上程、
説明、質疑、討論、採決8
◎閉会の宣告

◎署名議員	 1 9
, , , , , ,	

令和2年第4回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程(第1号)

令和2年11月30日(月曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 報告第 8号 専決処分の報告について

専決第 20号 工事請負契約の一部変更について(社会資本整備総合交付金事業町道大新田1号線南郷橋上部工製作工事)

専決第 21号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決第 22号 損害賠償の額の決定及び和解について

日程第 4 議案第 98号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 99号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例

日程第 6 委員会提出議案第7号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第100号 令和2年度南会津町一般会計補正予算(第6号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

	1番	五	上嵐	芳	道	議員		2番	馬	場		浩	議員
	3番	Ш	島		進	議員		4番	湯	田	芳	博	議員
	5番	室	井	英	雄	議員		6番	渡	部	訓	正	議員
	7番	丸	山	陽	子	議員		8番	湯	田	良	_	議員
	9番	大	桃	英	樹	議員	1	0番	湯	田		哲	議員
1	1番	高	野	精	_	議員	1	2番	山	内		政	議員
1	3番	菅	家	幸	弘	議員	1	4番	星		光	久	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

長 大 宅 宗 吉 渡部正義 長 町 副町 星 英雄 教 育 長 浩 治 総務課長 渡部 総合政策課長 小 寺 俊 和 馬場純也 税務課長 住民生活課長 渡 部 秀 介 阿久津 勝 英 健康福祉課長 室井 利 和 農林課長 星 博 文 商工観光課長 啓 月 田 建 設 課長 渡部敏明 環境水道課長 農業委員会 渡 部 さつき 会 計 室 長 菅 家 康 夫 事 務 局 長 渡 部 浩 明 学校教育課長 遠藤知樹 生涯学習課長 阿久津 正人 舘岩総合支所長 羽染正巳 伊南総合支所長 酒 井 浩 哉 南郷総合支所長

事務局職員出席者

鈴 木 雄 蔵 事 務 局 長 星 貴 夫 事務局長補佐

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 皆さん、おはようございます。

携帯電話などをお持ちの方は、スイッチを切るか、マナーモードへの設定をお願いいたします。

	→ □
(()開議の宣告
室井嘉吉議長	それでは、本日の会議を開きます。
(②議事日程の報告
室井嘉吉議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○室井嘉吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、4番、湯田芳博君、13番、菅家幸弘 君を指名いたします。

────

◎会期の決定

○室井嘉吉議長 日程第2、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

----- ♦ *------*

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○室井嘉吉議長 ここで、議長から申し上げます。

これから議題となります日程第3、報告第8号から日程第7、議案第100号までの議案の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑の応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書きの規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、その趣旨は簡潔明瞭に質疑されるようご協力方よろしくお願いを申し上げます。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたり、また、その範囲を超えては ならないことになっておりますので、ご留意願います。

日程第3、報告第8号 専決処分の報告について、専決第20号 工事請負契約の一部変更について(社会資本整備総合交付金事業町道大新田1号線南郷橋上部工製作工事)、専決第21号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決第22号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

令和2年第4回南会津町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の ところご参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、本格的な冬を前に第3波が大都市から地 方都市へと広範囲、さらには急速な広がりを見せています。

本日の臨時会では、新型コロナウイルス感染症対応としての補正予算も提案させていただきました。新型コロナウイルス感染症への対応は、長期にわたる取組が必要となってきますが、 町民の命を守る感染症防止対策と町民の生活を守る経済対策の両立に向けて、引き続き対応に 万全を期してまいります。 それでは、今臨時会に提出いたしました各議案等の提案理由についてご説明申し上げます。 初めに、報告第8号 専決処分の報告についてでありますが、本案は、地方自治法 第180 条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第 2項の規定により報告するものです。

まず、専決第20号 工事請負契約の一部変更について(社会資本整備総合交付金事業町道大 新田1号線南郷橋上部工製作工事)をご説明申し上げます。

本案は、令和元年9月13日付で協三工業株式会社と契約を締結した(社会資本整備総合交付金事業町道大新田1号線南郷橋上部工製作工事)について、工事内容の変更に伴い、工事請負金額を286万円増額し、1億2,774万3,000円とするものであります。変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

次に、専決第21号 損害賠償の額の決定及び和解についてでありますが、本件は、令和2年9月11日、町道高杖原線八総地内において、相手方が自宅車庫にバックで走行したところ、町道道路側溝の補強材である鉄筋が老朽化により露出していたため、車両左前タイヤ側面が接触しパンクしたものです。過失割合を町50%として、相手方に対して賠償金1万3,750円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第22号 損害賠償の額の決定及び和解についてでありますが、本件は、令和2年9月30日町道小沼土橋線古町地内において、水道配管漏水修繕工事を完了し、舗装復旧までの間、鉄板を敷いていたところで、相手方が通過した際に鉄板が跳ね上がり、鉄板の角が車両エンジンルーム下部に接触し、相手方車両に損害を与えたものであります。過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金9万8,945円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

以上、専決処分いたしました3件の説明とさせていただきます。

つきましては、慎重審議を賜り、承認いただきますようお願い申し上げます。 以上であります。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第8号 専決処分の報告についてを終わります。

◎議案第98号、第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 次に、関連がありますので、日程第4、議案第98号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第99号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を一括して議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 次に、議案第98号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 についてご説明申し上げます。

本案は、福島県人事委員会による職員の給与等に関する報告並びに職員の期末手当及び勤勉 手当に関する報告、勧告に基づき、期末手当について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第99号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、町長、副町長及び教育長に支給する期末手当の算定基礎に乗ずる割合を改定するため、所要の改正をするものです。

議案第98号で、職員の期末手当の算定基礎に乗ずる割合の改定を提案いたしましたが、町長等につきましても、福島県議会において特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が議案提出されることとなりましたので、これに合わせて改正するものであります。

よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

議案第98号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。 討論はありませんか。 [「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の討論 を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

----- ♦ *-----*

◎委員会提出議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第6、委員会提出議案第7号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者より趣旨説明を求めます。

12番、議会運営委員長、山内政君。

○12番 山内 政議員 委員会提出議案第7号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及 び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ついて趣旨説明を申し上げます。

本臨時会におきまして、南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び町長、

副町長及び教育長に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合の引下げに係る関係条例の一部改正議案が原案のとおり可決されたところであります。

町長等に準じ、町議会議員に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合について、年間 0.05か月分引き下げ、現行の年間3.35月を3.30月に改定するため所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、趣旨説明といたします。 どうぞよろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第7、議案第100号 令和2年度南会津町一般会計補正予算(第6号) を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 次に、議案第100号 令和2年度南会津町一般会計補正予算(第6号)についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ80万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ162億8,334万4,000円とするものであり、内容としましては、新型コロナウイルス感染症対策事業を踏まえての歳入歳出予算の変更であります。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

第15款国庫支出金は、居宅サービス利用高齢者等PCR検査実施に伴う疾病予防対策事業費等補助金80万円を計上するものであります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

第4款衛生費は、居宅サービス利用高齢者等に対するPCR検査費用助成金として240万円を計上するものであります。

第6款農林水産業費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、米並びにソバの取引価格が下落していることから、次期作への生産意欲の喚起を図るための事業を実施するもので、6,162万5,000円を計上するものであります。

第7款商工費は、新型コロナウイルス感染症の影響により外食産業等での消費の落ち込みを受けている酒蔵や大規模集会機能施設を有する飲食事業者等への緊急支援事業、あわせて団体での飲食店等利用促進を図り、地域経済の循環を促すための事業を実施するため、2,825万円を計上するものであります。

第14款予備費は、歳入等の関連で9,147万5,000円を減額するものであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げました。つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 一般補正の6、歳出のほうからですね。まず、PCR検査について、 これが1点。そして、飲食店等利用促進事業補助金、大規模飲食事業者等緊急支援給付金に関 することについて伺います。

まず1点目、PCR検査についてですが、先日の全員協議会の中でもご指摘させていただい たんですが、まずこれについて、国からの補助を受けて実施するというようなことで、町が率 先してPCR検査を行う、初めての積極的な検査の体制づくりになろうかと思います。 これで十分とは考えてないということを確認しておりますが、今後こういったこと、町のそれぞれ開業医の皆さんであったり、県立病院の皆さんと医師会の皆さんとこの事業を構築していくこの先に、例えばもう少し積極的な検査が有効であればということが確認されれば、今後積極的な検査体制を構築する考えがあるのか、そういったことについて伺いたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今、今後の状況の成り行きによっては積極的に対応することがあるのかというお話でありますけれども、今の状況、かなり厳しい状況、特にGoToキャンペーン云々言われておりますけれども、大都市での状況が厳しくなっております。

そういう中でですが、これまでもいろいろこれらの命を守ることということで、PCRの検査、そしてそれに対する町あるいは病院といいますか、医療関係の対応をどうするのかということでいろいろ協議もさせていただきました。

これは町だけで決めても決められない部分もございますし、どういう対応をできるかという ことは、やはり医療関係者、あるいはその他いろいろな関係部署がございますので、その辺も 踏まえた中で検討、そして対応していく必要があるだろうと、そのように思っています。

基本的には、これらがどんどんやっぱり感染症の危険性が拡大するというような見込みであるならば、やはり町として、県はともかくも、国もともかくも、町としての対応が必要となってくると、そのように考えています。

今のところ、医療体制の中ではなかなか拡大をして検査をするという体制にはまだなっていないと、そのようにも考えておりますが、ただ現状として、非常に我々の町は落ち着いていますので、その辺も踏まえた中での対応ということで、今回このような提案をさせていただきました。

ですから、今後、議員おただしのようにこれからそれらが懸念されると、もっともっとどん どん拡大していくというようなことであれば、前もって医療関係者等との協議も必要でありま すし、そういう中で町としての独自の対策もしていく必要が出てくるだろうと、そのように考 えています。その節には町としても、それは命を守ることが最優先ですから、しっかりと対応 していく、その覚悟でございます。

- ○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。
- ○9番 大桃英樹議員 この事業においては、高齢者で居宅サービスを受ける方が1回受けられるということでした。今後の状況を踏まえてということでしたが、1人1回限りで果たして

十分なのかという議論もあろうかと思いますので、この年末年始を通してきっと恐らくいろんな不安であったり、やるに当たって、例えば東京から帰ってくるお子さんの声だとか、そういった関わりの部分でもまた出てこようかと思いますので、そういった要望とか現状に合わせた柔軟な対応を町としても検討していただくことをお願いしたいと思います。

次に、大規模飲食事業者等緊急支援給付金等、それに関わる飲食店の補助金についてでございますが、まず現状をしっかり把握したいなと思っています。

先日いただいた資料によりますと、小規模店は回復しているんだよと、でも、大規模、特に 法事等が多分キャンセルになっているケースが多いので、こういったことで給付金でしのいで いただきたいというようなことについて、この給付金で賄うというような考えかと思いますが、 これら調査に当たってはどのような指標を用いてこのような資料を用意されたのか、今どうい う状況なのかということについて、把握されている分についてお知らせください。

- ○室井嘉吉議長 商工観光課長。
- ○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

町内の飲食店等の状況につきましては、各種町のほうで助成制度を設けておりまして、日々、飲食店の方だけではありませんけれども、町内の事業所の方が商工観光課のほうに来てご相談を受けたり、あるいは電話等で相談があって、職員が出向いて行って相談に応じているケース等があります。

また、応援給付金を支給した際の申請の際とかに提出していただきました添付書類、そういったもの等を分析しながら、状況については把握をしているところであります。

なお、我々も飲みに行った際にですとか、あとは日中いろいろな会議等でお会いした際にも 細かい状況等について確認をさせていただきまして、今どういった施策をすれば何とかそうい うのを打開できるかとか、そういったいろいろな意見交換もしながら今回の制度立案をしたと ころでございます。

以上です。

- ○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。
- ○9番 大桃英樹議員 今回は、そういった小規模店ではなくて大規模店だよというようなことで、面積等でこの基準をつくられたようですけれども、果たして、例えば次の補助金にも関わることですけれども、例えば宴会20人以上できるけれども、入れることはできるけれども、面積が足りなくてこれに適用にならないというような業者というか、お店が発生するのではないかなと思いますが、これについていかがでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 商工観光課長。
- ○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

まず、飲食店等利用促進事業補助金、こちらにつきましては、面積要件については設けてございません。

大規模飲食事業者等緊急支援給付金、こちらにつきましては、今議員からおただしありましたように、80平米というようなことで面積要件を設けさせていただいているところであるんですが、80平米でおおむね20人以上収容可能な施設ということにさせていただいておるんですが、売上げ減少要件も1,000万円以上というようなことにさせていただいておりまして、これは飲食店の営業利益率とかそういったものから計算をして、100万、200万、300万というような金額の設定をさせていただいているわけなんですけれども、売上げの減少が1,000万円未満の飲食店につきましては、国からの持続化給付金であったり、県からの感染防止の協力金であったり、町からの応援支援金でそういった部分の当然、売上げ減少イコール利益の減少ではありませんので、仕入れとかそういった部分を除いた分の利益率から考えますと、国・県・町の支援である程度の穴埋めといいますか、補塡はできているのかなというふうに分析しております。

そういった大人数受入れ可能な飲食店等につきましては、やはり1,000万円以上の売上げの落ち込みがありますと、その分やっぱり国・県・町の支援だけではちょっと営業していくのが困難だというような我々も意見も聞いておりますし、我々が調べた範囲でもちょっと実情として厳しいんだろうなという状況を把握したものですから、そういったところに手厚く支援が必要ではないかと。

やはり応援給付金のところもそうであったんですが、1か月の落ち込み等については大きいところはあるんですが、それ以降は8割くらいに戻ったとかというような声も多々聞いておりますので、そういった大人数が来なくて、6か月平均でも30%以上が落ち込みがあるよとかというところに限定して、何とか営業継続できるような支援策ということで今回の制度設計をしたところでございます。

以上です。

- ○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。
- ○9番 大桃英樹議員 なるべく、おっしゃられた給付金やる場合には不公平感がないように 制度設計すべきだと思っています。

やっぱり一番恐れるのは、この要件に満たない面積とかそういったものがなければ、1,000 万以上の落ち込みがあって80平米以上あれば要件に満たされると、そのために給付金を頂けな いところがあると非常に不公平感が出るのではないかなと思いますが、その辺の分析はいかがでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 商工観光課長。
- ○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

確かに議員言われるように、その辺の詳細について内部でもいろいろ検討させていただいたんですが、やはり今、ある程度町のエールチケットとか、プレミアムの絆商品券とか、そこである程度の少人数で宴会のできるところについては、ある程度お客さんも戻りつつあると。最近の状況等でまた落ち込み等が出ているかもしれませんけれども、この制度設計をしていたところについては、ある程度そういったところについてはお客さんも戻りつつあって、何とか営業を継続できないとかそういったことになるような状況ではないというふうに判断しましたし、きつい面はあるけれども、そんな危ない状況ではないよというようなお声もいただきましたので、今回につきましてはそういった自分だけの自助努力ではどうしようもないと、やっぱり町のそういった何かイベントも全て中止とかになっていますので、そういった大人数での法事であったりそういった会食等を行うのが、言い方は悪いですが、犯罪者のようなとか悪者のような雰囲気をちょっと変えたいというようなことで、そういった雰囲気づくりのためにも、そういった大人数でやるところに対して補助、さらには感染防止対策を徹底して、再度、飲食業界頑張っていくんだぞと一致団結していただきたいという思いから、この制度を考えたところでございます。

- ○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。
- ○9番 大桃英樹議員 先ほどエールチケットの話がありました。確かにこれまでも継続的にいるいろな給付金等とかエール事業であったりそういったものをやってきました。

エールチケットに関しては12月までの使用期限になっておりますが、どれくらい使われているのか、どれくらいの経済効果があったのか、どのように把握されていますでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 商工観光課長。
- ○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

店舗によっても様々でございますが、発売早々に割当枚数全て完売してしまって、もっとエールチケットを増やしてほしいという店舗もございましたし、そんなに売れる自信がないのでということで、最初は少ない枚数で商工会の事務局からエールチケットをもらって販売していたんですが、途中から売行きがいいからもっと追加で下さい下さいというようなことで、10月、11月頃にも追加でもらう店舗等もありまして、当初予定していた枚数については全て完売とい

いますか、はけるのかなというように、町のほうでは事務局からも伺っております。

12月以降、1月以降についての、使用期限が12月20日までになっておりますので、その先についてはどういうふうになっていくのかというのは、今後の感染状況によっても異なるとは思うんですけれども、また、この冬の泊まって応援キャンペーンとかそういったいろいろな施策もございますので、そういったものの動向等を見ながら、また今後の対策等については考えていきたいというふうに思っております。

- ○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。
- ○9番 大桃英樹議員 今、東京都では非常に問題になっているのは、10時以降の休業要請しても稼ぎどきに稼がなかったらそれこそ致命傷になってしまうことで、その要請に応えることができない業者さんが多いのではないかと。または、休業要請に従ってしまえば、40万円程度ですのでちょっと今後経営が続かなくなるよというようなことがあります。

ちょうどこのコロナが始まった頃というのは、送別会、歓送迎会ですか、そういったものができなくなる時期で一回打撃を受けている。やっぱり歓送迎会の時期とこの忘年会、新年会の時期で飲食店の皆さんというのは半分以上の利益を得られるというデータもあるようです。そういったことから、非常にこの事業がどういうふうになっていくかというのは重要だと思っています。

なので、1点目については不公平感がないようにということ。あとはやはり平等に、例えばエールチケットについても課題があると思うんです、私は。そのお店によっては会計時に、じゃ、これを使うとこうなりますよねと言ってくださるところ、全くないところ、果たしてこれはどっちが正しいのかという話ではないと思いますが、これは制度の問題で、我々が事業を進めるに当たり事業者に対しても、そして町民の皆さんに対しても、どのような情報提供をするか、どのように使っていただくか、これをしっかり定めた上でやっていかないと不公平感につながったり不正につながったりそういったことがあり得ると思いますので、ぜひそれについては進めながら、しっかり次の制度設計に生かしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

そして、飲食店の利用促進事業補助金については、これは感染予防対策、これに尽きると思います。全員協議会の中では、葬儀等、法事等で県外から来た方についてもOKだよというようなことですが、果たしてこれがOKなのか。

先日、文教厚生委員会で学校訪問をさせていただきました。1日で全ての小中学校に行って きたわけですけれども、学校というのは毎日来るメンバーが同じなわけですね。そんな中でも 非常に学校ごとに感染対策をそれぞれの考え方でやっておられた。このことに非常に感銘を受けたくらいでした。

例えば、段ボールで飛沫が飛ばないように机に1個ずつやっておく学校があったり、あとは 給食のときはランチルーム、今までだったらまとまって全員でそこで楽しく食べていたのが、 それぞれの教室で同じ方向を向いて食べるとか、そういった感染予防対策をしていた。また、 文化祭、大人数集まる、あと学習発表会、大人数集まる。例えば保護者1人限定にするとか、 あと地域在住の方のみというふうに限定されるような厳しい対策をされていました。

厚生労働省では、やはり危険が伴う場所の注意喚起というのを行っておりまして、感染リスクが高まる5つの場面ということで、例えば飲食を伴う懇親会であったり大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、そして狭い空間での共同生活、そして5つ目が居場所の切り替わりということで油断してしまう、例えば更衣室とかで油断してしまって、マスクを取った際に感染するということが発生しているようです。

このように、社会全体で感染拡大防止のためにいろいろな努力をしている中で、例えば社会教育施設を使ったときにも名簿を提出するわけですね。ということは、それについて注意喚起を促し、もし何かあった場合にはしっかり対策を取れるようにしましょうというようなことが趣旨かと思いますが、この事業についてはそれらがまだ決められていない。確かに参加者については法事等では追えると思いますが、じゃ2週間以内の行動記録をつける、例えば高校野球でもそうじゃないと入場できないとかそういった縛りがある中で、果たしてどうなんだろうと私は疑問に思うんですが、それについて現状でどのような考え方か伺います。

- ○室井嘉吉議長 商工観光課長。
- ○星 博文商工観光課長 お答えいたします。

まだ正直全て制度設計されているわけではありませんので、今後その辺の詳細については詰めていかなければならない部分だと思っております。

なお、今週の金曜日に、本日議会のほうで可決いただきましたならば、該当する飲食店の 方々にも集まっていただいて、これは利用される方が町に補助金の申請をして交付決定を町が 行うという形ではなくて、利用した飲食店の方々が補助金を申請するという形になっているも のですから、その辺の飲食店の方々の意見も聞かせていただいたり、また利用される側のいろ んな名簿提出とかそういった部分ですとか行動履歴の把握等についても、パソコンとかを持っ ていて、そういうので作成できる方とかはいいんですが、高齢者の方で手書きで名簿等を書い てなかなか提出するのも大変だとかという方もいらっしゃると思いますので、その辺の高齢者 の方でも大丈夫な範囲であったり、飲食店の方々にもお忙しい中に手続等をするのに当たって、 あまり負担にならないような形で、どういった方策を講じていくのがいいのかという部分を今 後、金曜日の打合せの際にも意見交換させていただいて、制度設計したいというふうに思って おります。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 感染防止対策と経済の停滞を防ぐ、これを両輪でやっていかなくてはならないというのは国民みんなが分かってきていることです。しかしながら、まずは高齢者の多い地域ですので、自分は大丈夫で、例えば感染したとしても、無症状だったとしても、それが同じ家族内で感染が拡大してしまうということもありますので、ぜひそういったことについては新たな生活様式ということを意識しながら、やはり、じゃ我々がどうやって変容していくかだと思うんです。この見えない敵、ウイルスとの戦いの中では我々が変容する以外、目に見えない敵ですから、どうやってじゃそういった感染拡大を防止しながらも経済を動かしていくかということをみんな地域ごとにとか、そういった業種ごとに考えていくということが必要だと思います。

ちなみに、学校訪問の中ではスキー教室、これから時節柄計画されておりますが、やっぱり スキーするのはいいけれども、飲食の場で、例えば一般のお客様と一緒になることが果たして どうなのか、スキー場の感染対策がどうなってるのかというお声もいただいておりました。

したがいまして、それぞれにやはりこれで大丈夫だではない、南会津町だから大丈夫だではなくて、じゃこういう場合はどうなんだと考えていくことによって南会津町の安心・安全につながる。きっとこの対策が将来につながると思いますので、観光にとっても交流人口増にとっても、したがいまして、ぜひそういったことについては幅広く声を集めてやっていただきたいと思いますので、ご検討をよろしくお願いします。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

----- ♦ *-----*

◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 以上をもちまして、令和2年第4回南会津町議会臨時会を閉会といたします。 大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年11月30日

議 長 室 井 嘉 吉

署名議員 湯 田 芳 博

署名議員 菅家幸弘